

徳島市公共施設再配置計画

〈方針編〉

－ 公共施設の最適化に対する市の考え方 －

この考え方は、「徳島市公共施設等総合管理計画」の基本方針に掲げる「保有資産の縮減・規模の適正化（需給管理）」を推進する目的で、行政としての考え方をお示ししたものであり、決定事項ではありません。

今後、市民や施設利用者をはじめとする、関係者の皆様のご意見を伺いながら、今後の公共施設の方向性を決定し、本市における公共施設の再配置計画として、「徳島市公共施設等総合管理計画」に内容を盛り込み、改定する予定です。

令和4年5月

徳島市

目 次

I 徳島市公共施設再配置計画の位置づけ	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 総合管理計画との関係	2
(2) 上位計画等との関係	2
3 計画期間及び対象施設	3
(1) 計画期間	3
(2) 対象施設	3
II 公共施設の現況及び将来の見通し	4
1 人口	4
2 財政	5
(1) 歳入歳出決算額の推移	5
3 公共施設の現況と課題	6
(1) 保有状況及び年度別整備状況	6
(2) 他市との保有量比較	8
4 公共施設の更新費の推計	9
(1) 更新費推計の考え方	9
(2) 推計結果	9
III 公共施設の再配置に対する基本方針	11
1 公共施設マネジメントの基本目標	11
(1) ビジョンの設定	11
(2) 公共施設が抱える主な課題と対応の方向性	12
(3) 数値目標の設定	13
2 再配置計画の実施方針	15
(1) 施設類型ごとの方針	15
(2) 再配置の基本的な考え方	16
(3) 個々の施設類型に係る計画・方針との整合性の確保	20
(4) 推進体制と進捗管理	20
参考	22

I 徳島市公共施設再配置計画の位置づけ

1 背景と目的

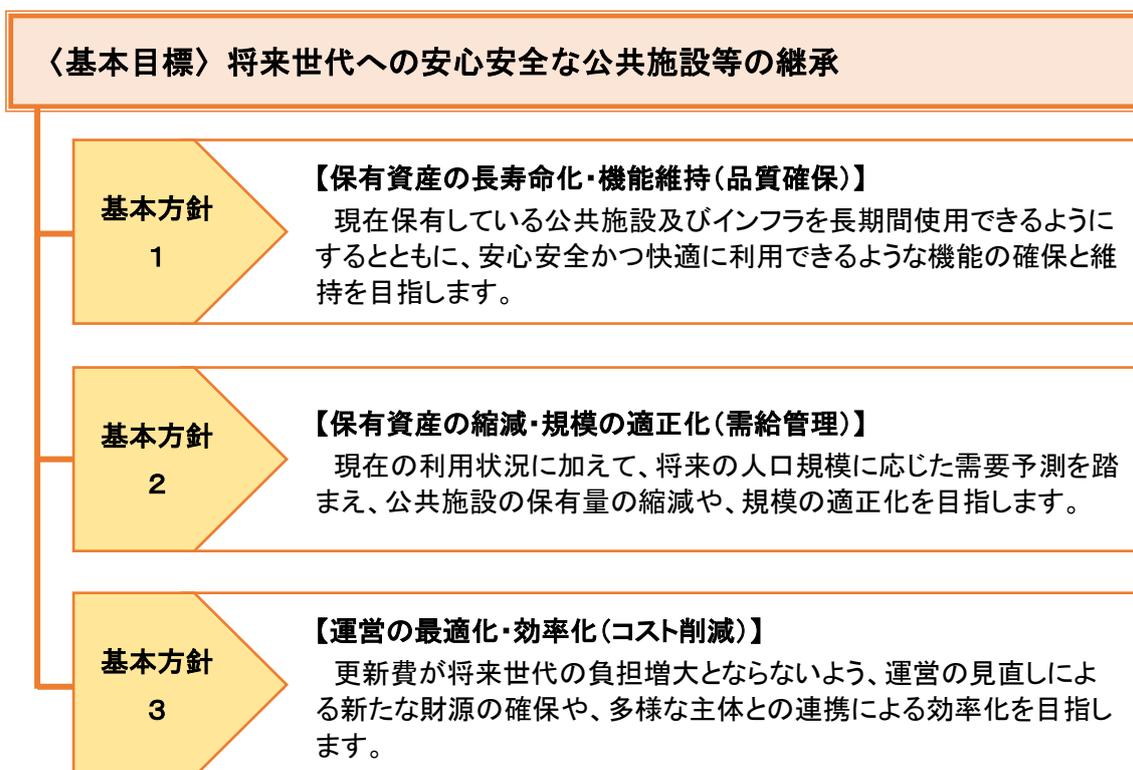
徳島市は、戦後の人口増加や高度経済成長に伴う行政需要の増等に対応するため、1960年頃から、多くの公共施設を整備してきました。現在、これらの公共施設は老朽化が進み、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることが予定されています。

また、近年では、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化及び社会経済状況の変化、新型コロナウイルス等がもたらした住民の価値観及びライフスタイルの変容など、公共施設を取り巻く環境は大きく変化しており、適正な公共施設のあり方について検討すべき時期を迎えています。

今後、将来にわたり住民の皆様が安心安全に利用できる公共施設を継承していくためには、経済・社会が拡大傾向にあった時代に整備した公共施設を、これからのまちの規模や住民生活に適合した規模、配置、形態等へと見直す必要があります。

徳島市では、こうした課題に対応するため、「徳島市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づき公共施設マネジメントの取組みを進めることとしておりますが、その基本方針のひとつである保有資産の縮減・規模の適正化の方向性等を定めるため、このたび、「徳島市公共施設再配置計画」（以下「再配置計画」という。）を作成することとしました。

【図1 総合管理計画の基本目標及び基本方針】



2 計画の位置づけ

(1) 総合管理計画との関係

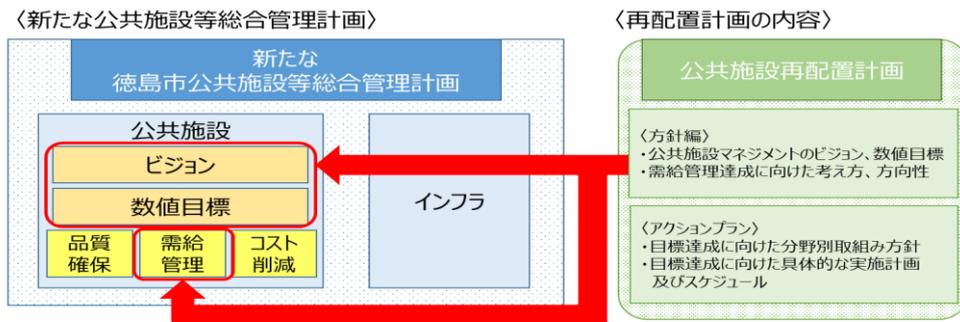
再配置計画は、総合管理計画に定める基本方針のひとつである「保有資産の縮減・規模の適正化」、いわゆる「需給管理」の実行計画に位置づけられます。

本計画は、方針編とアクションプランで構成し、方針編では需給管理の達成に向けた考え方や目標、取組みの方向性を定めるとともに、アクションプランでは、目標達成に向けた分野別の取組み方針や、具体的な実施計画及びスケジュールを定め、需給管理の強力な推進を図ることを目的としています。

また、本計画では、公共施設マネジメントを体系的に推進するため、需給管理のみに留まらず、公共施設マネジメント全体におけるビジョン及び数値目標についても新たに設定することとしています。

策定期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間を予定しており、令和3年度は「方針編」を、令和4年度及び令和5年度の2年間で「アクションプラン（第1次）」を作成した後、総合管理計画と統合し、「新たな公共施設等総合管理計画」として策定する予定です。

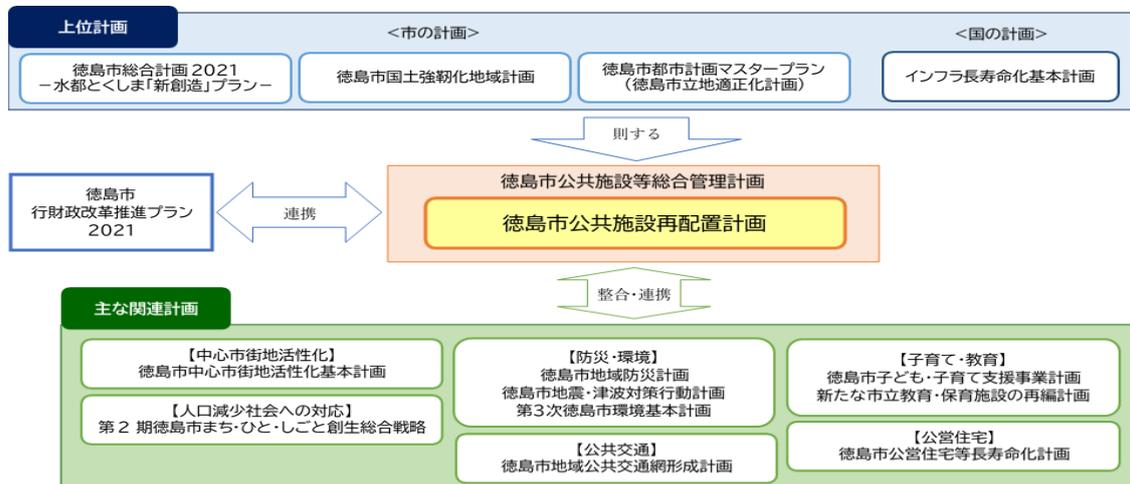
【図2 新たな総合管理計画と再配置計画の内容】



(2) 上位計画等との関係

総合管理計画の一部である再配置計画は、上位計画である「徳島市総合計画 2021－水都とくしま「新創造」プラン－」、「徳島市国土強靱化地域計画」及び「徳島市都市計画マスタープラン」等に則するとともに、計画策定及び取組み過程において、関連計画との整合・連携を図ります。

【図3 再配置計画と上位計画等との関係】



3 計画期間及び対象施設

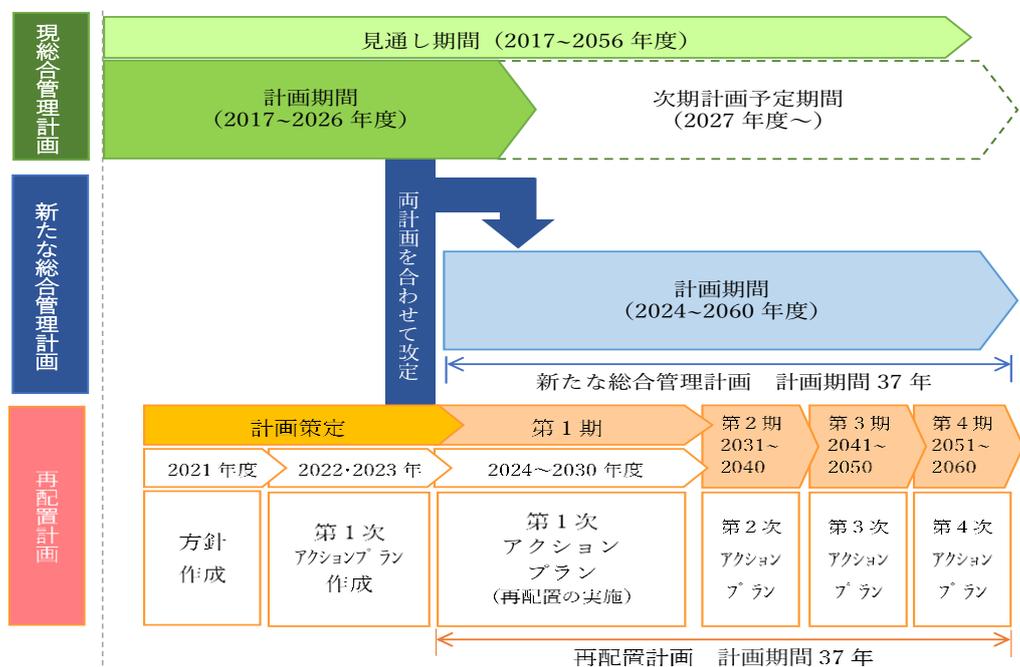
(1) 計画期間

公共施設の再配置には中長期的な視点が不可欠であることから、計画期間は再配置計画の策定にあてる令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間を除いた、令和6(2024)年度から令和42(2060)年度までの37年間とします。

また、当初の令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年を第1期とし、以後10年間ごとに第2期から第4期に分け、具体的なアクションプランを策定します。

なお、計画の見直しは、第2期以降の各アクションプラン策定期間に行うことを基本とし、人口増減や財政状況、制度変更など、計画の前提条件に変更が生じた場合にも、適宜見直しを行います。

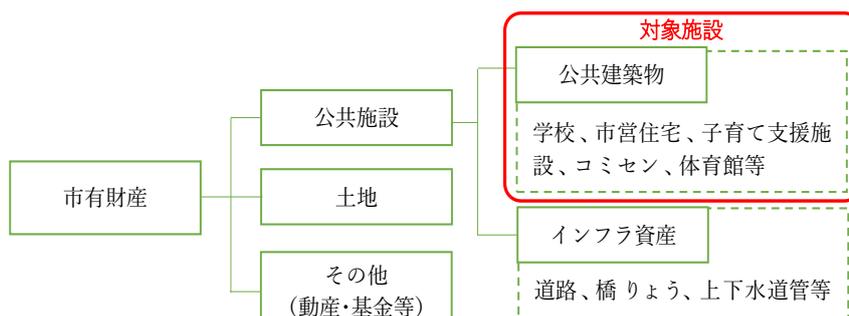
【図4 計画期間】



(2) 対象施設

再配置計画の対象とする施設は、本市が所有する市有財産（公営企業が所有する財産を含む）のうち公共建築物及び、本市が借り上げて行政サービスを行っている公共施設とします。

【図5 市有財産のうち計画の対象施設】



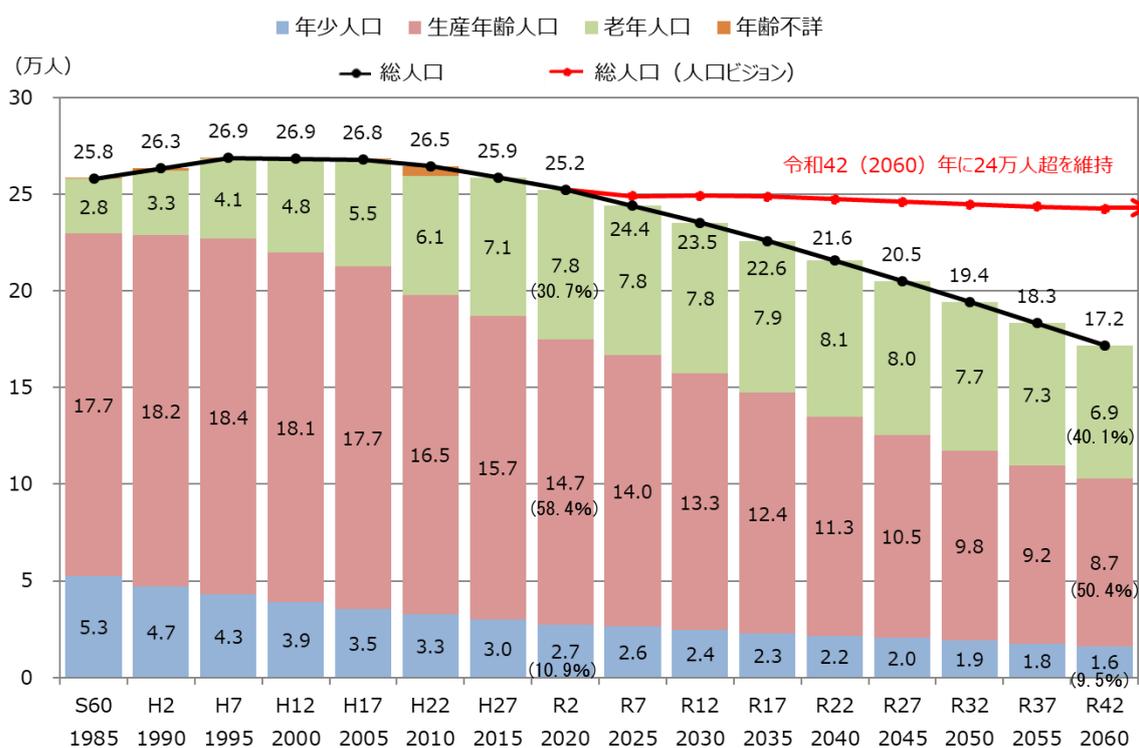
Ⅱ 公共施設の現況及び将来の見通し

1 人口

本市の総人口は平成7(1995)年の26万9,000人をピークに減少に転じ、令和2(2020)年10月1日現在で、約25万2,000人となっています。国の推計によれば、再配置計画の計画期間の終期である令和42(2060)年には、17万2,000人程度に縮小する見込みです。

また、総人口の減少のほか、年齢内訳では生産年齢人口割合が低下(2020年:58.4%→2060年:50.4%)する一方、老年人口割合が増加(2020年:30.7%→2060年:40.1%)する等、人口構造が変化する見込みであり、こうしたことにより、税収の減少と歳出割合に占める社会保障経費の割合の増加は必至といえます。

【図6 人口推移と将来推計】



(注) ・2020年までの実績値は各年10月1日時点の国勢調査人口
 ・2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計値

2 財政

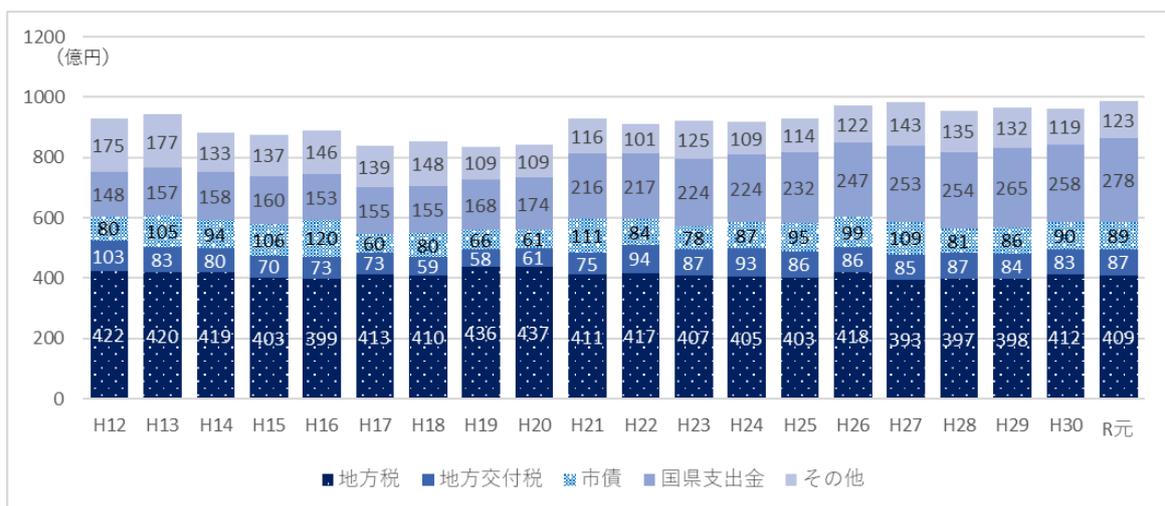
(1) 歳入歳出決算額の推移

過去 20 年間の決算状況を見ると、歳入のうち地方税は、400 億円前後で横ばいとなっており、今後においても、少子高齢化等による生産年齢人口の減少などにより、大きな伸びは期待できません。

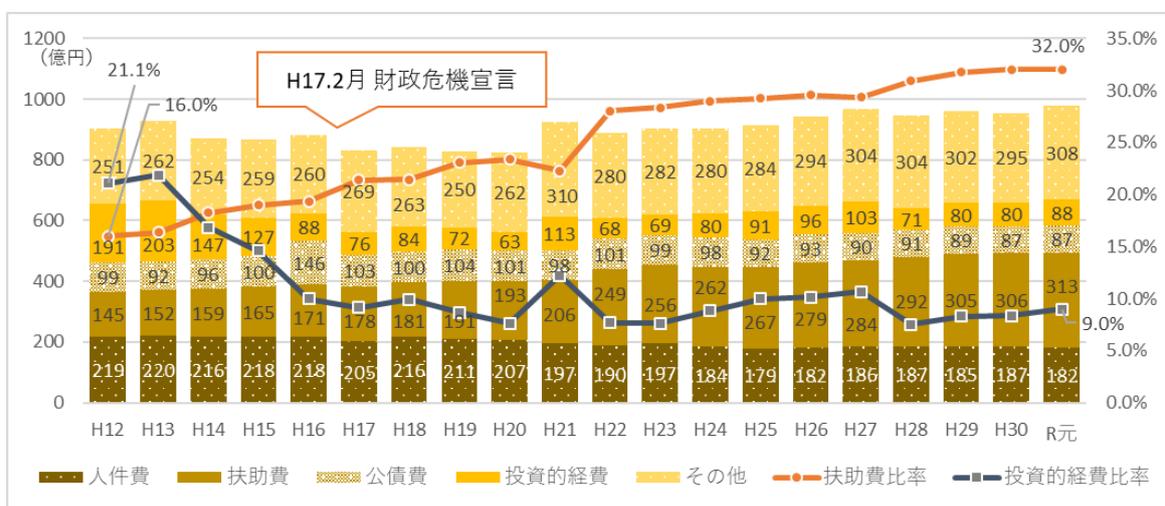
また、歳出では、高齢化の進行や障害者福祉サービスの充実などに伴って扶助費が 20 年間で倍増しており、歳出全体に占める割合も、16.0%から 32.0%まで増加しています。この傾向は、今後も継続することが見込まれます。

一方で、公共施設の整備費等が属する投資的経費は、20 年間で約 5 割程度まで規模が縮小し、歳出全体に占める投資的経費の割合も、21.1%から 9.0%まで減少しています。こうした傾向は、平成 17 年 2 月の“財政危機宣言”をきっかけとする投資的経費を中心とした大幅な歳出抑制策によるものと考えられますが、今後は、これまで先送りしてきた施設設備の老朽化対策や大規模改修などへの財政需要が大幅に増加することが予測されます。

【図 7 歳入決算額（一般会計）の推移】



【図 8 歳出決算額（一般会計・性質別）の推移】



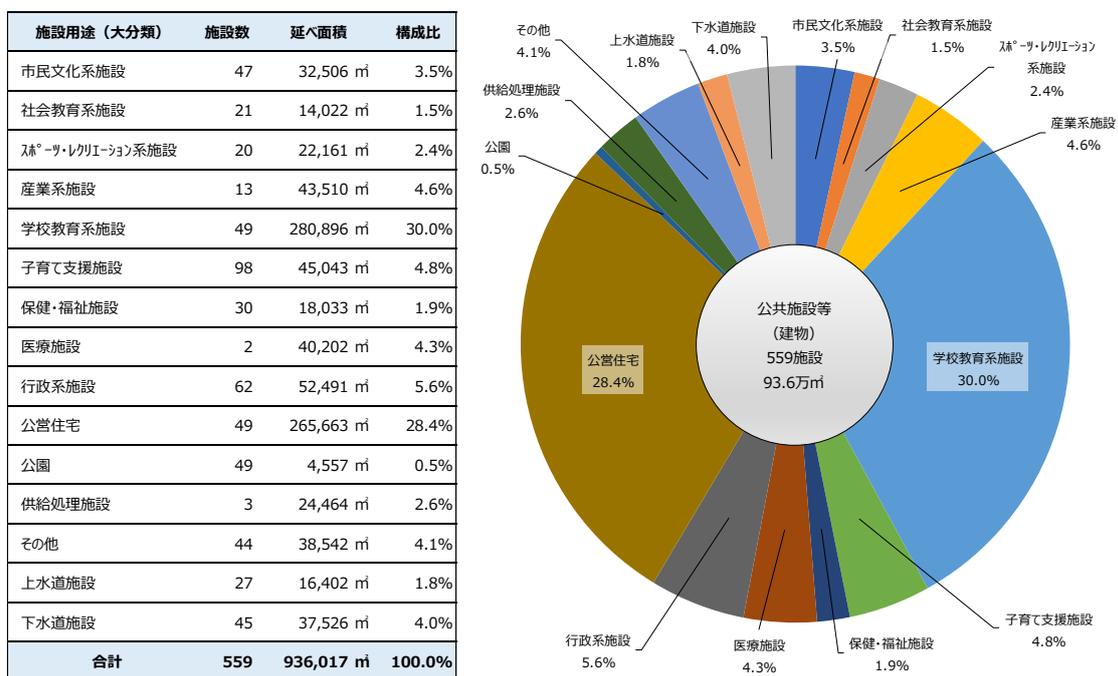
3 公共施設の現況と課題

(1) 保有状況及び年度別整備状況

本市が保有する公共施設の延べ面積の合計は 93.6 万㎡で、内訳を見ると、学校教育系施設が 28.1 万㎡（30.0%）、公営住宅が 26.6 万㎡（28.4%）となっており、合計で公共施設の延べ面積全体の 58.4%を占めています。

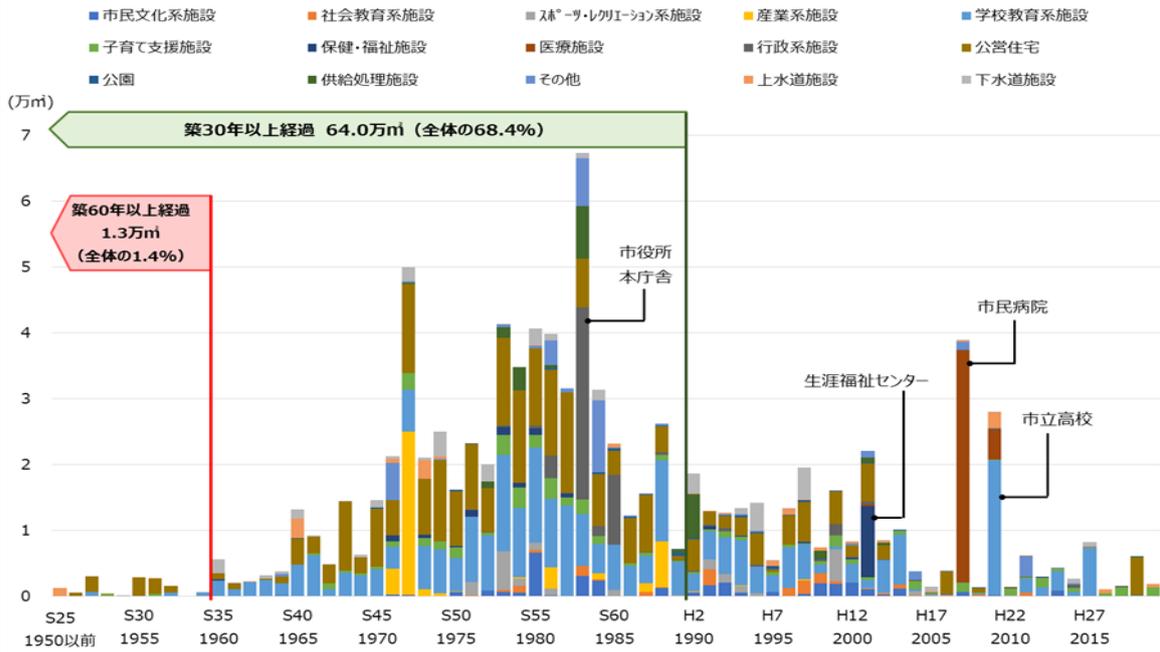
また、年度別の整備状況を見ると、築 30 年以上経過した施設が 64.0 万㎡と、延べ面積全体の 68.4%を占めており、本市の公共施設は老朽化が大きく進行していると言えます。

【図 9 公共施設の用途別保有状況】

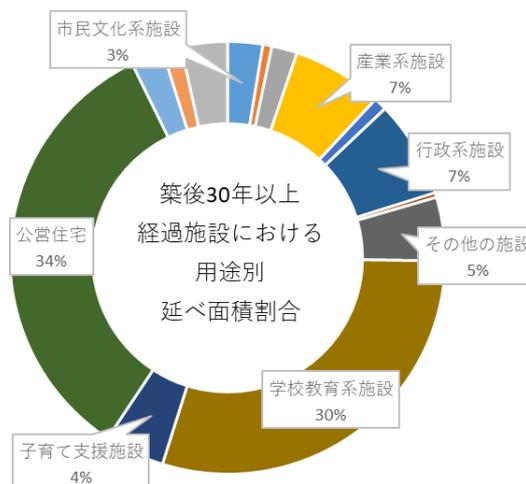


※令和元(2019)年度末時点の固定資産台帳等を基に作成。

【図 10 公共施設の年度別整備状況と類型別築 30 年以上の割合】



施設類型	築 30 年以上の延べ面積	築 30 年以上の割合
市民文化系施設	16,689 m ²	51.3 %
社会教育系施設	4,265 m ²	30.4 %
スポーツ・レクリエーション系施設	12,153 m ²	54.8 %
産業系施設	43,110 m ²	99.1 %
学校教育系施設	189,542 m ²	67.5 %
子育て支援施設	28,480 m ²	63.2 %
保健・福祉施設	6,240 m ²	34.6 %
医療施設	0 m ²	0.0 %
行政系施設	46,441 m ²	88.5 %
公営住宅	214,247 m ²	80.6 %
公園	2,249 m ²	49.4 %
供給処理施設	15,526 m ²	63.5 %
その他	30,391 m ²	78.9 %
上水道施設	8,851 m ²	54.0 %
下水道施設	21,953 m ²	58.5 %
合計	640,138 m²	68.4 %



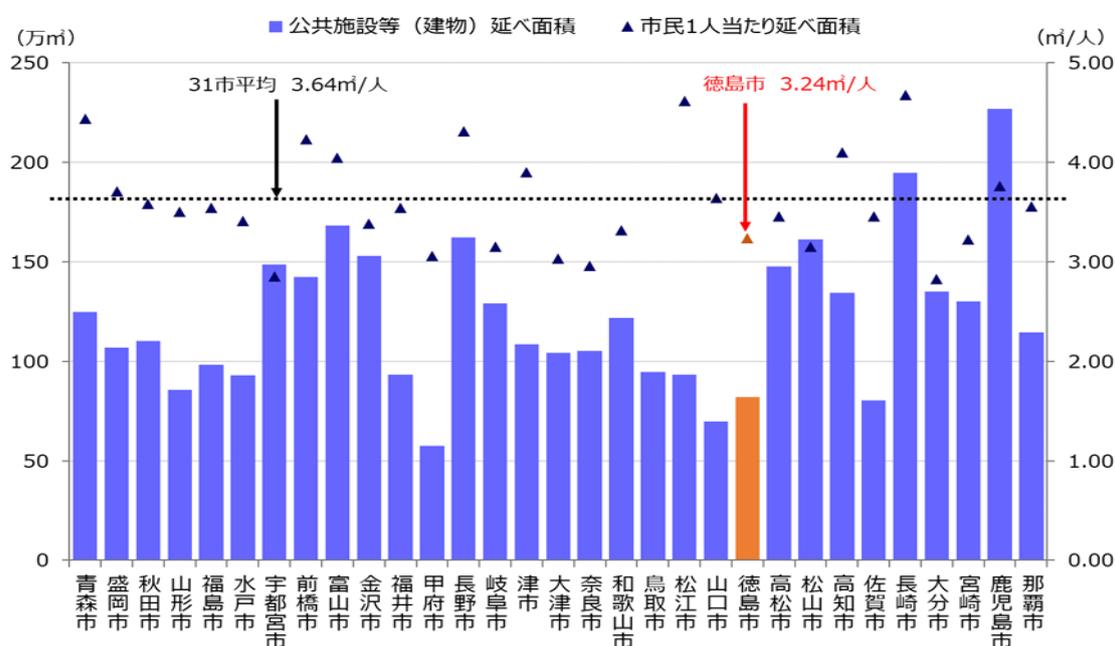
(2) 他市との保有量比較

政令市を除く県庁所在市 31 市で公共施設の保有量を比較した場合、市民 1 人あたりの延べ面積は、全国平均が 3.64 m²であるのに対し、本市は 3.24 m²と、現状では比較的少ないことが分かります。しかしながら、今後見込まれる人口減少や、それに伴う施設利用者の減及び生活様式の変化、厳しい財政状況などを踏まえると、公共施設保有量の見直しは、本市にとって、避けては通れない喫緊の課題であるといえます。

また、現在、多くの市が公共施設マネジメントの取組目標として施設の延べ面積等の削減を掲げていることから、今後、全国的に公共施設の縮減が急速に進むことが予測されます。

【図 11 政令市を除く県庁所在市との公共施設保有量の比較】

※総務省公共施設状況調査（決算年度：2019 年度分）を基に当該作成



【図 12 政令市を除く県庁所在市の公共施設マネジメント数値目標】 ※R3.6 他市調査結果より

調査項目	回答状況
数値目標を設定している	19 市 / 30 市 ※19 市のうち、延べ面積の削減を目標としている市：14 市
数値目標を設定している場合の目標期間	20 年未満：3 市 20 年以上 30 年未満：1 市 30 年以上 40 年未満：6 市 40 年以上 50 年未満：5 市 50 年以上：4 市
延べ面積の削減目標	20%未満：4 市 20%以上 30%未満：6 市 30%以上 40%未満：3 市 40%以上 50%未満：1 市 50%以上：0 市

4 公共施設の更新費の推計

総合管理計画では、本市が保有する公共施設を、現在と同様の規模で将来にわたり維持、更新し続けた場合の更新費用と、基本方針に掲げる長寿命化を実施した場合の更新費用を推計しています。

再配置計画の参考とするため、総合管理計画と同様の手法により、2017 年度から計画期間の終期である 2060 年度までの普通会計における更新費用について、改めて推計を行いました。

(1) 更新費推計の考え方

本市が保有する公共施設について、更新年数経過後に現在と同様の延べ面積で更新すると仮定し、延べ面積に一定の更新単価を乗じることにより、更新費を推計します。

なお、施設整備等の事業実施にあたっては、国県等の補助金、交付金や市債等を活用して整備するため、更新費の全額が本市の負担となるわけではありません。

<推計条件>

- 推計を行う期間は総合管理計画の計画期間の始期である平成 29（2017）年度から、再配置計画（新たな総合管理計画）の計画期間の終期である令和 42（2060）年度までの 44 年間とする。
- 築 30 年で大規模改修（改修期間 2 年）、築 60 年で現在の建物と同規模の建て替え（建て替え期間 3 年）を行う。
- 築 31～49 年経過の建物については、今後 10 年間で大規模改修を行う。
- 築 50～59 年経過の建物については、大規模改修は実施せず、築 60 年で現在の建物と同規模の建て替え（建て替え期間 3 年）を行う。
- 築 61 年以上経過の建物については、今後 10 年間で建て替えを実施する。
- 総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの更新単価を使用する。
- 大規模改修を実施済の施設は、実施状況に応じて大規模改修費を減額する。
- 長寿命化を実施した場合は、標準的な耐用年数の 1.5 倍程度まで施設の寿命を延長する。

(2) 推計結果

推計条件に基づく試算の結果、推計期間における長寿命化を実施しない場合の更新費用の合計額は約 3,501 億円、年平均約 79.6 億円が必要との結果になりました。

一方、長寿命化により、建物の耐用年数の 1.5 倍程度まで施設の寿命を延長すると、更新費用の合計額は約 2,176 億円、年平均 49.5 億円となり、44 年間の推計期間で約 1,325 億円、年平均 30.1 億円の削減効果が生じるとの結果が出ました。

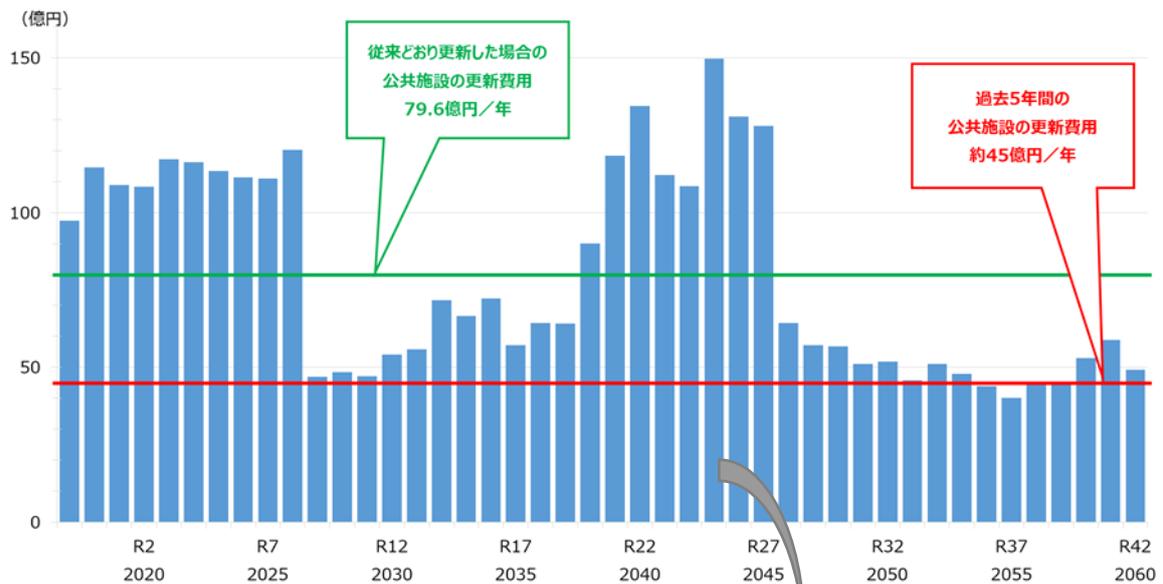
なお、長寿命化は、更新時期の調整による財政負担の軽減や平準化の効果が期待される反面、将来的な財政負担額の根本的な縮減には繋がらないため、公共施設マネジメントでは、長寿命化と合わせて、施設規模の縮減を図ることが重要です。

【図 13 従来どおり更新した場合と長寿命化を実施した場合の比較（普通会計ベース）】

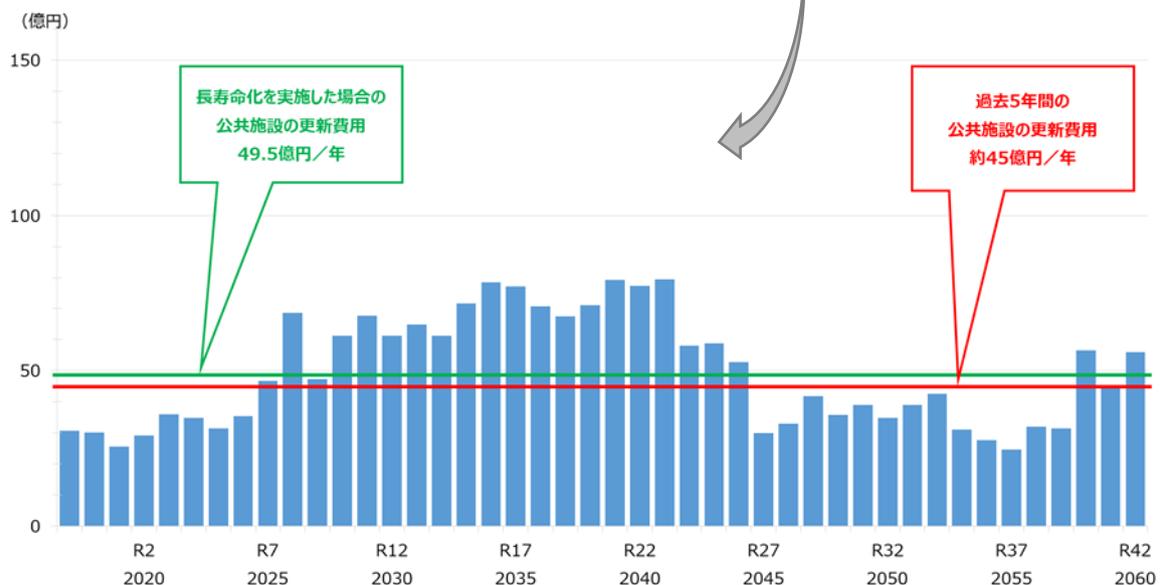
(単位：億円)

	従来どおり更新した場合	長寿命化を実施した場合	削減効果
2017年度から2060年度までの更新費用計	3,501	2,176	1,325
1年あたり更新費用	79.6	49.5	30.1

【従来どおり更新した場合】



【長寿命化を実施した場合】



Ⅲ 公共施設の再配置に対する基本方針

1 公共施設マネジメントの基本目標

(1) ビジョンの設定

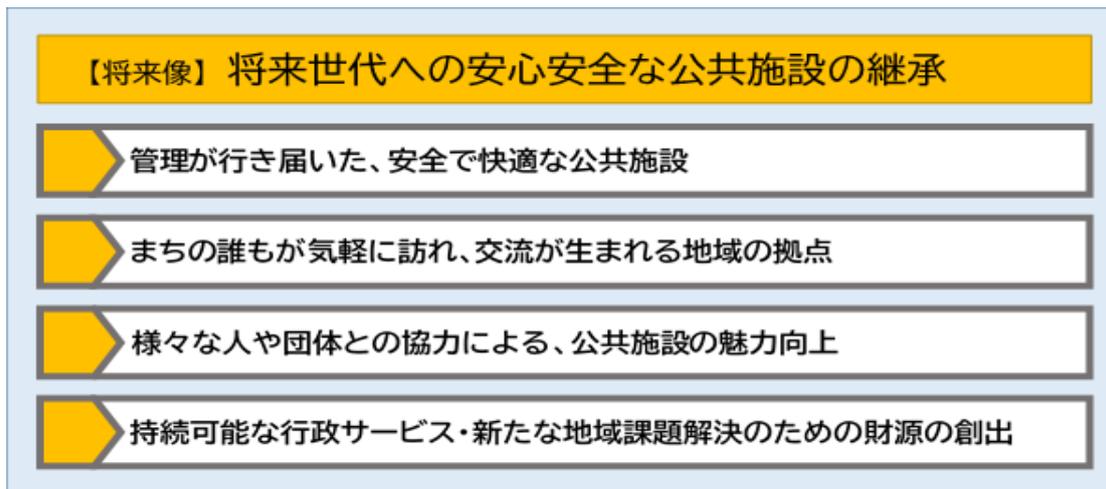
総合管理計画では、公共施設はまちのにぎわい創出に欠かせないものであるが、社会環境の変化等により、現状のまま対策をとらなければ、十分な公共サービスを提供できなくなってしまうという問題意識から、公共施設の最大限の活用及び持続可能な形での維持管理やマネジメントを目指すこととし、「将来世代への安心安全な公共施設等の継承」という基本目標を掲げています。

今回、公共施設マネジメントの取組みを効果的なものとするため、これまでの考え方を引き継ぎつつ、より具体化する形でビジョン（公共施設マネジメントで実現する未来のイメージ）を設定します。

また、今回設定する基本目標は、体系的な取組みを進めるために、再配置だけでなく、公共施設マネジメント全体の基本目標として設定します。

公共施設マネジメントは、組織横断的な課題解決への取組みが求められることから、すべての関係者がビジョンを共有し、共通の方向性を持って取組みを進めることが重要です。

【図 14 公共施設マネジメントで実現する未来（ビジョン）】



(2) 公共施設が抱える主な課題と対応の方向性

戦後の人口増加や高度経済成長に伴う行政需要の増等に対応するため整備してきた公共施設は、これまで公共サービスの基盤として、住民生活の利便性を向上させるとともに、人の流れやまちの景観を形成してきました。

しかしながら、近年では、多くの施設で老朽化が進んでおり、安全性や施設の陳腐化などの問題が生じていながら、厳しい財政状況から、十分な対応をとることが難しい状況が続いています。

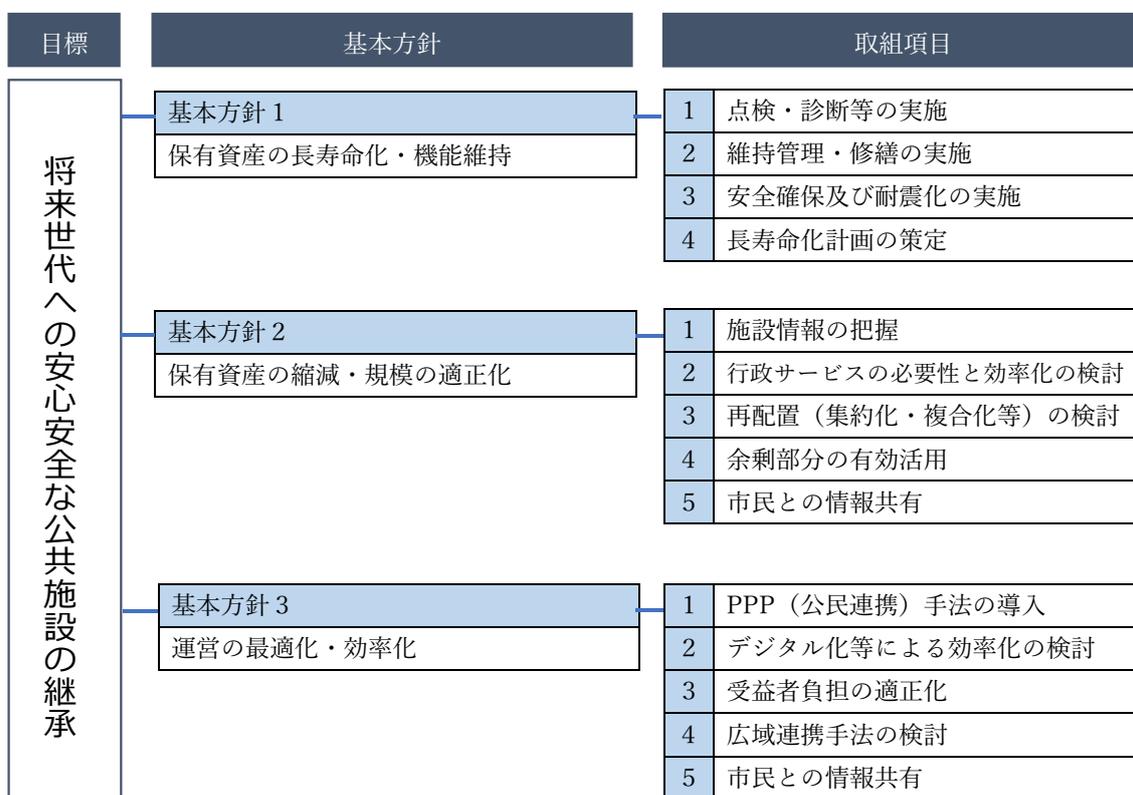
一方で、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、ICT 技術の進歩や新型コロナウイルスなどがもたらした住民意識や生活様式の変容は、公共施設が果たすべき役割、求められる公共施設の姿が変化していることを示しています。

本市では、こうした課題に対応するため、保有資産の長寿命化や規模の適正化、運営の効率化といったことを基本方針として公共施設マネジメントの取組みを確実に実施し、安心安全な公共施設の維持管理や、将来にわたり持続可能な公共サービスの実現を目指します。

また、公共施設マネジメントの取組みによって確保された財源の活用や公民連携等による民間活力の導入などにより、施設の魅力や質の向上、住民サービスの更なる拡充を目指すことで、公共施設マネジメントが住民満足度の高い取組みとなるよう、努めます。

今回新たに作成する「再配置計画」は、総合管理計画の基本方針 2 に掲げる「保有資産の縮減・規模の適正化」の実行計画として、方針に基づく 5 つの取組み項目を中心に再配置を推進することとし、必要に応じ、他の基本方針に基づく各取組項目との連携を図りつつ進めることとします。

【図 15 公共施設マネジメント体系図】



(3) 数値目標の設定

本市の公共施設マネジメントにおける目標は「将来世代への安心安全な公共施設の継承」であり、目標の達成に向けては、「保有資産の長寿命化・機能維持（品質確保）」、「保有資産の縮減・規模の適正化（需給管理）」、「運営の最適化・効率化（コスト削減）」の3つの基本方針に基づく取組みが、確実かつ十分に機能することが求められます。

このため、公共施設マネジメントの取組みの確実な推進を目的として、新たな総合管理計画の計画期間（令和6（2024）年度から令和42（2060）年度までの37年間）における具体的な数値目標を設定することにより、関係者間の意識共有を図るとともに、取組みの進捗管理を行う上での指標とします。

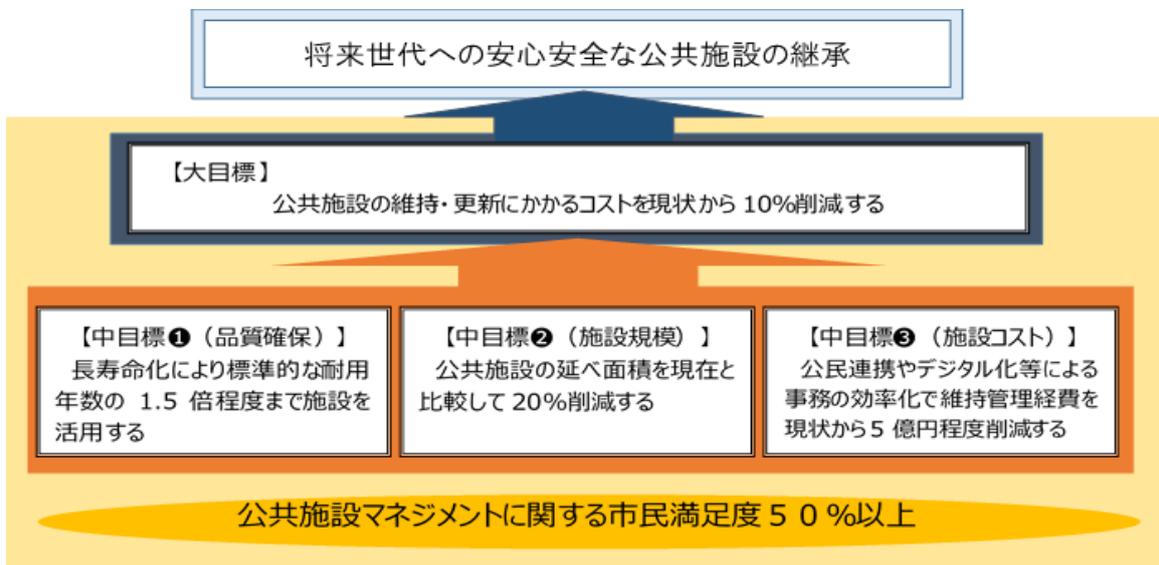
数値目標は公共施設マネジメント全体における大目標と、その達成に必要な3要素に関連する中目標、取組みを進める上で常に意識しておくべき市民満足度に関する目標で構成することとし、再配置計画の終期である令和42（2060）年度末での目標達成を目指します。

また、中目標は、大目標を達成するための各取組みの進捗の目安とするものであり、最終的に大目標が達成されれば、中目標の達成度に濃淡が生じることは許容するものとします。

なお、達成状況については、第1次から第4次までの各アクションプランの終期において、それぞれ検証を行うこととし、今後の人口や財政状況等に変化があった場合は、適時目標の見直しを行います。

数値目標は普通会計ベースで設定しますが、特別または企業会計で管理する公共施設についても、この考え方に準拠し、公共施設マネジメントに取り組めます。

【図 16 公共施設マネジメントの数値目標】

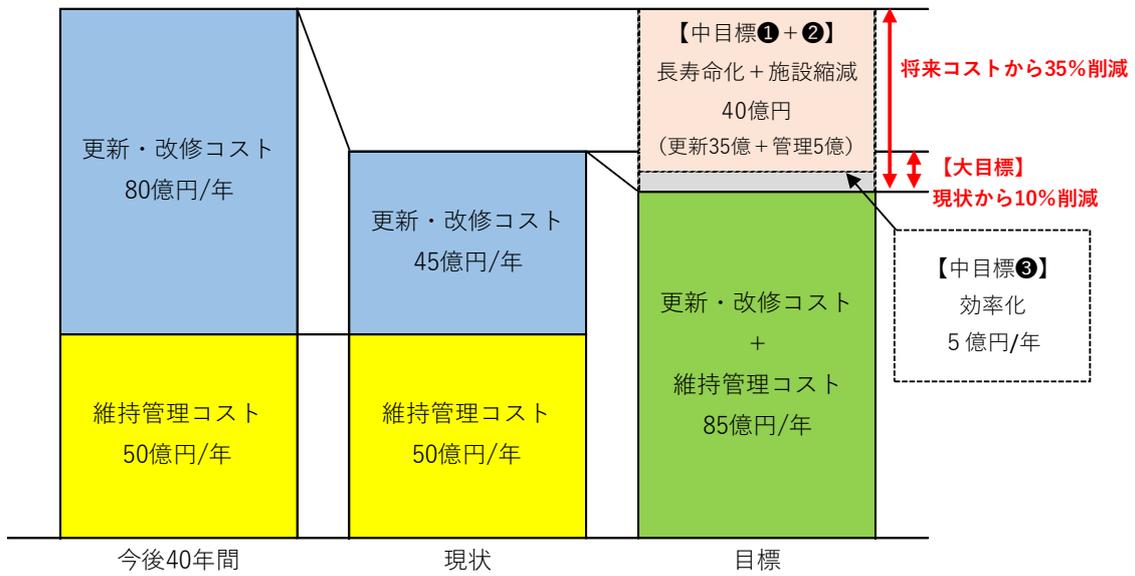


※表中「現状」は過去5年間（平成27年度から令和元年度まで）の平均値。

※表中「現在」は令和4年3月31日。

目 標	考 え 方
維持・更新コスト 10%削減	現状の公共施設コストから健全化フレームをもとに算出した計画期間中における財源確保必要額を削減
施設寿命 1.5 倍	総合管理計画における将来目標
延べ面積 20%削減	将来人口×県庁所在市 1 人あたり施設保有量平均まで削減
維持コスト 5 億円削減	大目標達成のために必要な削減額のうち、他の取組で削減しきれない額を削減

【図 17 数値目標による経費削減イメージ】



2 再配置計画の実施方針

これまで、施設類型ごとを基本として行ってきた再配置の検討について、再配置計画では、新たに地域ごとの検討の視点を追加し、より効果的で効率的な公共施設の需給管理につなげます。

(1) 施設類型ごとの方針

施設類型ごとの量の最適化に向けた考え方を、総合管理計画で定める量の最適化の方針を踏襲し、次のとおり整理します。

【図 18 施設類型ごとの量の適正化に向けた基本方針】

施設類型	量の適正化にかかる基本的な方針
学校教育系施設 (小学校、中学校、市立高校等)	空き教室等の状況や大規模改修の時期等を踏まえ、また、地域拠点としての役割を考慮し、児童・生徒数の推移や地域の実情等に応じて、統合や廃止等を含めた適正化について検討します。
子育て支援施設 (幼稚園、保育所、学童等)	園児数、待機児童数等から施設ニーズを把握するとともに、老朽化に伴う修繕や更新費用、地域の実情等を総合的に判断し、複合化や集約化・廃止等を含めた適正化について検討します。
公営住宅	施設の老朽化や耐震化の状況に加えて、入居率や施設の配置状況、民間の住宅供給量等の現状や人口の変動、施設ニーズ等の将来予測を総合的に判断し、集約化や廃止等を含めた適正化を行います。
供給処理施設 (環境事業所、し尿処理施設等)	市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のための重要な施設であることから、将来の需要や劣化状況を見据えて、必要な規模及び機能を有する施設の整備に努めます。
その他の公共施設 (コミセン、公民館等)	人口減少や少子高齢化に伴う施設ニーズの変化、老朽化に伴う修繕や更新費用等を総合的に判断し、複合化や集約化、廃止等を含めた適正化を検討します。

(2) 再配置の基本的な考え方

① 広域施設と地域施設

再配置計画では、本市が保有する公共施設を、サービス対象範囲により「広域施設」と「地域施設」の2つに分類し、再配置の方向性を整理します。

ア 広域施設

市域全体の住民が利用することを前提とした広域施設については、昨今の社会情勢や生活様式・住民ニーズの変化等を踏まえ、当該施設によるサービス提供に市が関与する必要性を改めて整理するとともに、公民連携等の様々な手法を用いた整備・運営の効率化や施設の魅力・サービスの向上などについて、検討を行います。

特に、対策が急がれる高コスト施設や効率化の余地が大きい施設については、優先的に検討を行います。

イ 地域施設

地域施設は主に各地域の住民が利用する施設であり、住民の日常生活に密着した重要な施設ですが、近年の人口減少や少子化による児童・生徒数の減少、生活様式の変化などにより、施設の十分な利活用がなされなくなっていくことが懸念されています。

こうした施設を現状の規模・内容のまま維持していくことは、財政面の制約からきわめて困難であるのみならず、行政運営の効率性や魅力ある地域づくりの観点からも適当ではありません。そのため、必要に応じて地域施設の再配置を行うことで、地域における行政機能を維持していくとともに、人が集う魅力ある施設を作っていく必要があります。

再配置を行うにあたっては、歩いて行ける範囲を基本とした生活圏域に必要な施設が維持されることを基本とした上で、人口動態、施設の利用状況、公共交通機関による中心市街地や他の地域との連携状況など地域の実情に配慮しつつ、行政機能を維持しながら効率化を図ることができる大規模施設への複合化や複数施設の同一の建物への統合整備を積極的に検討していきます。

そうすることで、全体として規模の縮小を図りながらも十分な機能を有する施設の整備を行い、世代や目的等にとらわれず、様々な人が集う地域の拠点を作り、新たな人と人とのつながりや活動の広がりを創出することを目指します。

【図 19 広域施設と地域施設の分類と再配置の方向性】

区分	サービス対象範囲	施設分類	考えられる方向性
広域施設 ※1	市全域	市全体の利用を前提として各種行政サービスの提供拠点となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・事務効率化等による経営健全化 ・公民連携による魅力・サービスの向上、運営等の効率化 ・高コスト施設を中心に経営的観点を踏まえた施設の必要性、適正規模、運営形態等の抜本的見直し
地域施設 ※2	生活圏域	各地域での利用を基本として、地域住民が利用する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の減少に応じ、大規模施設を中心に集約・複合化 ・公民連携による魅力・サービスの向上、運営等の効率化 ・ニーズ等を踏まえた施設の必要性、適正規模等の抜本的見直し ・重複機能を持った施設の集約・複合化

※1 主な広域施設

市民病院、動物園、中央卸売市場、市立高校、市立体育館等スポーツ施設、市営住宅

※2 主な地域施設

小中学校、幼稚園、保育所、学童保育施設、コミセン、児童館、地区公民館、支所

② 資産の有効活用で「地域活性化・住民サービスの向上」に配慮

再配置により生み出される公共施設の跡地や建物を有効に活用することで、地域の活性化や住民サービスの向上を図ります。

具体的には、廃校後の学校施設に企業を誘致することで、まちの賑わいや地域の雇用創出につながったり、土地等を売却した利益で地域の拠点となる公共施設の設備を充実させることなどが考えられます。

また、跡地の売却・貸付にあたっては、地域の活性化や周辺住民の利益につながる用途に使用するなどの条件を付すなど、当該資産が地域や住民にとって、より有益に活用されるよう配慮します。

③ 再配置検討の流れ

再配置の検討は、次の手順により進めます。

ア 施設情報の把握

施設カルテにより、施設コストや利用状況などのソフト面、建物の築年数などのハード面から客観的な施設評価を行い、再配置の検討材料とします。

イ 行政サービスの必要性和効率化の検討

次の視点で検討を行います。

〔必要性の検討〕

(ア) 役割分担

国、県、他の公共団体や民間が同様のサービスを提供している分野では、市が主体的にサービスを提供する必要性について検証し、必要に応じて民間等への譲渡や廃止を行います。

(イ) 施設の有効性

当該施設がその設置目的の達成に対し有効であるか、現在においても設置目的の達成には当該施設が必要か、という観点から、利用者が少ない又は限定的である施設や稼働率が低い施設については、住民ニーズの変化も踏まえつつ、施設保有のあり方について検討します。

〔効率化の検討〕

(ア) 検討の優先順位付け

施設コストが高額である施設や効率化の余地が大きい施設については、優先的に運営の効率化や公民連携手法の導入などの検討を行います。

(イ) 公民連携

施設の整備又は管理・運営について、公民連携が可能な場合は、民間の創意工夫やノウハウを活用した施設の魅力向上や運営等の効率化策などについて検討します。

(ウ) その他の業務改善

住民ニーズの変化・多様化を踏まえつつ、業務プロセスの見直しやデジタル技術の活用等を推進することにより、住民サービスの向上と運営効率化の両立を図ります。

ウ 再配置（集約化・複合化等）の検討

次の視点で検討を行います。

(ア) 災害リスク

土砂災害や浸水などの被害が生じるおそれが高い地域に位置する施設については、必要に応じて施設の移転等を検討します。

(イ) 類似機能の近接性

機能が類似する施設が近接する場合は、根拠法令の別等に関わらず、集約化や複合化など、施設の効率的な再配置を検討します。

※集約化・・・既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備すること

※複合化・・・既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備すること

(ウ) 大規模施設の近接性

大規模施設に近接する施設については、大規模施設の余剰スペースを活用した複合化・多目的化等について検討します。

※多目的化・・・施設の用途を限定せず、曜日や時間帯等を区切りながら複数目的のために施設を使用すること

(エ) 公共交通の利便性

地域施設の再配置を検討する際は、徳島市立地適正化計画等との整合を図ることとし、自動車に過度に頼らず、歩いて生活できる集約型都市構造の構築を目指します。

エ 余剰部分の有効活用

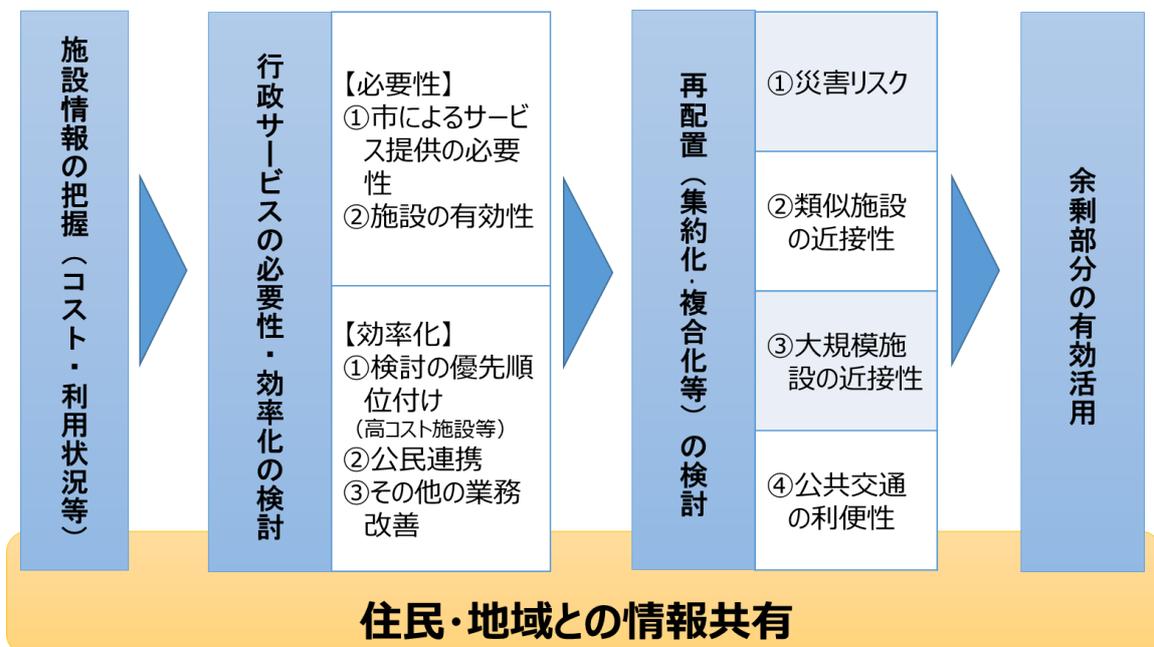
現在、未利用となっている土地はもちろん、今後、施設の再配置に伴い不要となる土地・建物については、積極的に売却や賃貸を行うことにより財源の確保に努めるとともに、維持管理費等の削減を図ります。

なお、再配置に伴う跡地の売却や賃貸では、地域活性化や周辺住民の利益につながる用途に使用することを条件とするなど、当該資産が地域や住民にとって、より有益に活用されるよう配慮します。

オ 住民との情報共有

公共施設の再配置を進めるにあたっては、取組みの必要性や内容について積極的な周知を図るとともに、市民や施設利用者をはじめとする地域の皆様から広く意見を聴くなど、地域の実態を踏まえつつ取り組むこととします。

【図 20 再配置検討の流れ】



(3) 個々の施設類型に係る計画・方針との整合性の確保

今後、再配置の検討を進める際は、個々の施設類型に係る既存の計画・方針の内容を踏まえ、調和を図ります。

公共施設の再配置は、今後の行政サービスの持続性を高めるうえで避けては通れない取組みですが、組織横断的な検討や地域との協議などにより、地域の実情や住民ニーズをきめ細かく反映した再配置が実現できるよう、努めます。

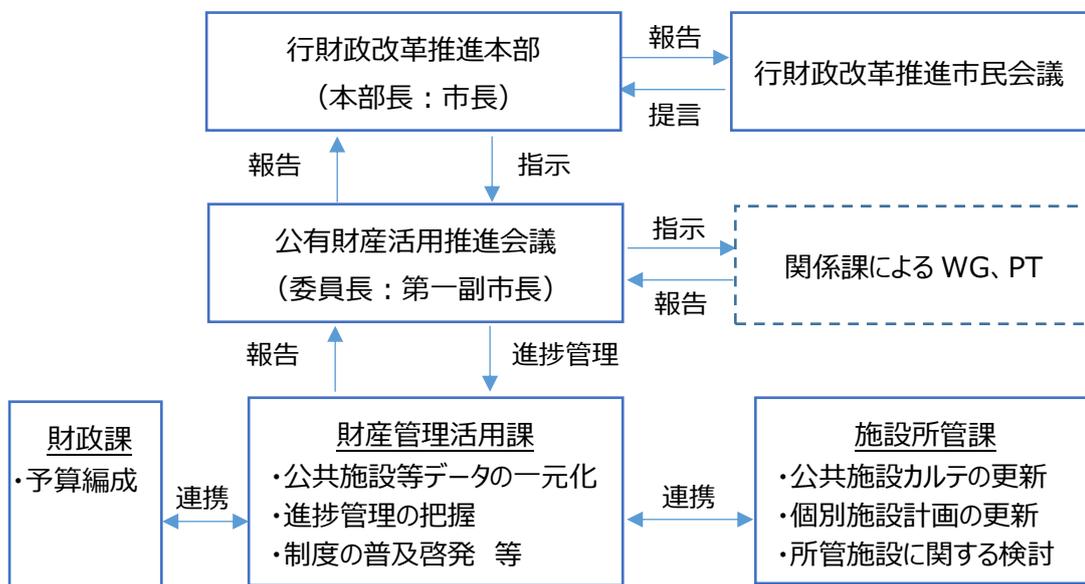
(4) 推進体制と進捗管理

① 推進体制

本市が保有する公共施設にかかる土地・建物について、その全てを市の保有資産として捉え、公共施設としての活用から未利用財産としての処分に至るまで、常に資産の有効活用の観点から検討を行います。

検討の場は各部局長で構成される公有財産活用推進会議を中心として、必要に応じ関係課でワーキンググループを組成するなど、これまでの縦割り型の取組み体制から、所管課の枠を超えた全体的な判断を行う一元的・横断的な取組み体制への移行を進めます。

【図 21 公共施設マネジメントの推進体制（イメージ）】

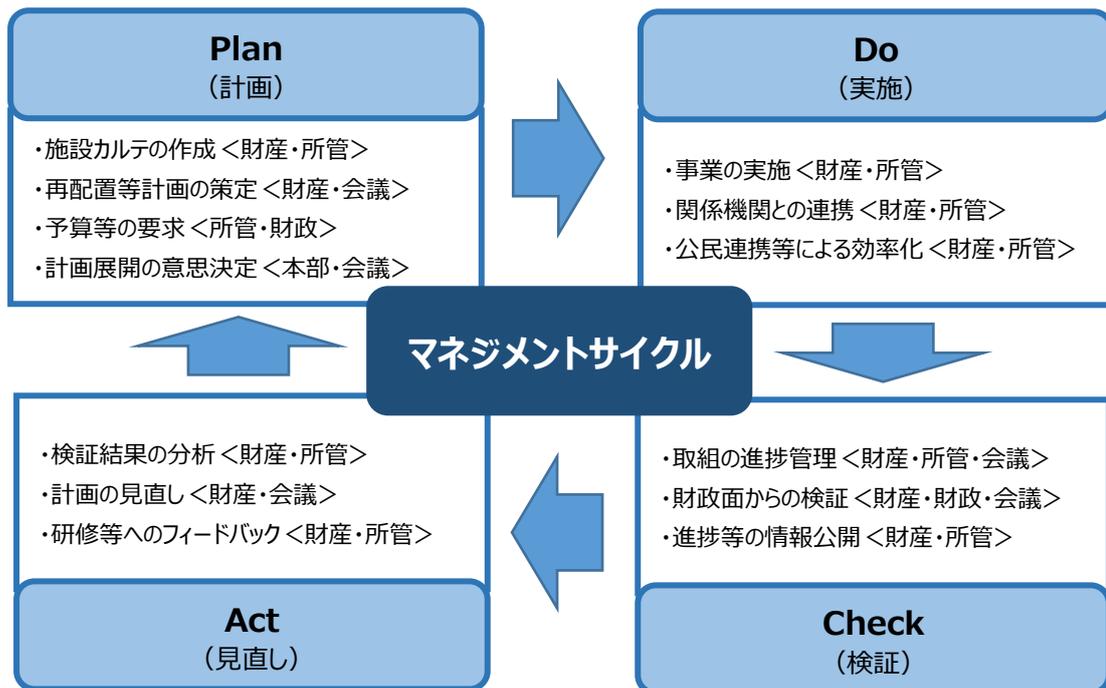


② 進捗管理

「公共施設カルテ」を毎年度更新し、年度末時点における取組実績を把握・分析することにより、年度単位で進捗状況を確認します。

また、PDCA サイクルにより、マネジメントの取組の効果検証を実施することとし、検証結果に基づく適切な改善措置を講じます。

【図 22 公共施設マネジメントの進捗管理（イメージ）】



※上図中<>内には、それぞれの取組みの主たる担当を表示。

本部：行財政改革推進本部

会議：公有財産活用推進会議

財産：財産管理活用課

財政：財政課

所管：施設所管課

参 考

徳島市公共施設再配置計画<方針編>の庁内検討過程

【徳島市公有財産活用推進会議 構成員】

	役 職
委 員 長	第一副市長
副委員長	第二副市長
”	財政部長
委 員	企画政策部長
”	総務部長
”	市民文化部長
”	環境部長
”	健康福祉部長
”	子ども未来部長
”	経済部長
”	都市建設部長
”	危機管理局長
”	消防局長
”	教育長
非常任委員	上下水道局長
”	交通局長
”	病院局長

【公有財産活用推進会議の開催履歴】

開催日		主な検討内容
令和3年度第1回	令和3年5月19日	方針検討の全体工程について
令和3年度第2回	令和3年8月3日	目標と目標値の設定について（1）
令和3年度第3回	令和3年9月29日	・目標と目標値の設定について（2） ・実施方針について（1）
令和3年度第4回	令和3年10月26日	・実施方針について（2） ・方針の詳細について（1）
令和3年度第5回	令和3年11月15日	方針の詳細について（2）
令和3年度第6回	令和4年3月28日	今後の進め方について

